

大立寺オリジナルエンディングノート「霊山への旅立ち」 並びにそれに関わる制度のご案内

【目次】

1. はじめに
2. 大立寺オリジナルエンディングノート「^{りょうぜん}霊山への旅立ち」について
3. 永代供養塔「^{りょうぜんびょう}霊山廟」について
4. 永代供養について
5. 葬儀その他法要の生前申込について
6. 終わりに

1. はじめに

ここ数年、将来の不安を語られる檀信徒の方が増えてきております。

「子供はいるが、遠くに住んでいてなかなか帰って来ない。私の亡くなった後ちゃんと家を見ていってくれるか心配だ。」「自分たちには子供が無く、家が絶えてしまう。どのようにしておいたらよいのだろう。」

核家族化に伴い、子供と将来についてゆっくり話をするという機会が減ってきました。「家」に対する考え方も様変わりし、養子は採らない、子供は娘だけだが嫁がせたということも当たり前になっています。

不安の内容やその原因は各家各様ですが、その根本には、高齢化などにより「死」が遠い存在となり、「死」と真剣に向き合わなくなっていることにあると思います。

とはいえ、漠然とした不安を抱きつつ、「死」と向き合おうとしても、具体的に何をどう考えていけばよいのか、考えるきっかけがないということで困っておられる場合も多いと思います。

そこで、この度、大立寺では、考えるきっかけとなり、考えると生じてくるであろう問題にできるだけ対応する、エンディングノート「霊山への旅立ち」を中心とした制度を作りました。まだまだ不備もあるかもしれませんが、みな様の将来の不安に、網羅的に対応できるよう考えられています。

お盆やお正月に家族が集まったとき、何も無ければ話しにくい話題ですが、このノートをきっかけに、将来について、家族で話し合ってもらいたいと思っております。また、将来無縁となられる方は、このノートをきっかけに、友人・知人、お寺と相談をして、将来の不安を少しでも減らして頂ければと思っております。

この制度は直接的には「死」について考えるものですが、それは将来に対する不安を減らし、よりこれからの「生」を愉しむことに繋がっていきます。「死」を意識した後の「生」は、より生き生きとしたものになっていくはずです。そう考え、この制度を有効に活用してもらいたいと思っております。

2. 大立寺オリジナルエンディングノート「霊山への旅立ち」について

❖ 対象者:全員

この制度の中心として作成した冊子が、大立寺オリジナルエンディングノート「霊山への旅立ち」です。これは、エンディングノート(「死」に対して考え、それに至るまでの自らの希望を書き留めておくノート)の大立寺版です。一般を対象とする市販の物ではなかなか触れられない部分まで、項目として挙げてあります。

人間の四苦である「生老病死」。その「老病死」について、1 つずつ具体的に考えて頂けるように作成してあります。

このノートは、後継ぎの有無に関わらずご利用頂けます。将来「家」や「お墓」の心配がない方でも、自分について、自分史を書いておくノートとしてお使い下さい。

また、将来無縁となられる方に向けて、後でご紹介する「永代供養」などの申込と併せて、必要と思われる意思表示ができるようになっています。

ページ数が多く、全てを埋めるとなると相当大変な作業になります。ノートの説明を読みながら、自分にとって必要なところから埋めていって下さい。全部が書かれていなくても、遺される者のために書いておかなければならないこと、ご自身の記録として書きたいことが書かれていれば、完成と思って、気楽に書き始めて下さい。

※1) 3 頁「自分について」、11～14 頁「今後のこと」、5, 6 頁「親戚について」の順で書いていかれることをお勧めします。残りは、ご自身の状況、ご希望に応じてお書き下さい。

※2) 特に、15, 16 頁「財産について」をお書きの場合は、その項目の注意をよくお読みになって、保管には十分にお気を付け下さい。悪用の危険性が少ない場合は、通常、お仏壇などに保管されることをお勧めします。

※3) このノートは一家に一冊ではなく、一人に一冊、年齢も関係なく、作成してもらいたいと思っております。必要なだけ印刷してご利用下さい。

3. 永代供養塔「霊山廟(りょうぜんびょう)」について

❖ 対象者:将来無縁となられる方

将来の不安として最も多いと思われるのが、「無縁」となることだと思います。養子をもらうことは極めて稀になり、未婚者が増えてきた昨今、今はそうでなくとも将来的に「無縁」となられるお家は、これから益々増えてくるのが容易に予想されます。

家が絶える、後を看っていく者がいなくなるため、「自分のお墓が建立できない」、「ご先祖様のお墓のお守りができない」などの問題が生じます。

その問題に対応するため、大立寺がお寺として代々看っていくことで、無礙にされることなく、ご先祖様が、そしてご自身が安心して眠って頂けるようにと、永代供養塔「霊山廟」を建立致しました。無縁の方ばかりが眠る無縁墓であり、みな共に埋葬する合祀墓です。友人や知人などの縁者がいなくなったとしても、誰かに手だけでも合わせてもらえるように、大立寺墓地に行くためには必ず通る場所に建立してあります。当然、友人や知人などの縁者の方は、いつでも自由にお参りして頂けます。

「靈山廟」の「靈山」は、法華經に説かれる「迷いのない悟りの世界」である「靈山浄土」から頂きました。みな様に安心して成仏して頂きたいという気持ちを込めています。

具体的には、ホームページにアップされています「大立寺永代供養塔「靈山廟」使用規則」をダウンロードの上、お読み下さい。申込資格や埋葬方法、供養の仕方などについて書かれています。「読むのが大変だ」、「読んでも分からない」ということでしたら、口頭で丁寧に説明させていただきますので、お気軽にお尋ね下さい。

※1) 「通常の供養墓を嫁いだ娘が看てくれなくなったら」、「縁者によって供養墓の管理費を納めてもらえなくなったら」というように、予め靈山廟に納骨する時期に条件を付けて、将来の備えとして、申し込むことができます。

※2) 通常の供養墓をお参りすることが困難になってきたため、生前中に、供養墓を抜魂・撤去し、ご遺骨(または土)を靈山廟に納めておくことも可能です。この場合、納骨後は靈山廟にお参りして頂くことになります。

※3) 自分は嫁いでしまったため将来無縁になることが分かっている娘が、親のために通常の供養墓を新たに建立することは可能です。このような場合、予め靈山廟の使用申込をされておくことをお勧めします。

※4) 通常の供養墓の有無に関わらず、原則的に後継ぎがおられる方からの申込は受付しない予定です。

十分な供養が施されなくても、せめてお墓のお守りだけは子として行ってもらいたいという思いからです。

お墓のお守りについては、最低限、親の務めとして子と話し合っ頂きたいと思っています。ただし、申込者の状況を鑑み、後継ぎと音信不通や極度の不仲など、著しくお墓の存続が困難、または新たに建立しても見ていく可能性がないと等しいと認められる場合は、お引き受け致します。

なお、分家の方が生前中に通常の供養墓を建立しておくことは可能で、先祖供養という観点からは望ましいことです。

4. 永代供養について

❖ 対象者: 全員(主に将来無縁となられる方向け)

自分が亡くなった後、十分な供養を受けられるかということも将来の不安の1つと思われます。無縁となられる方は当然のこと、後継ぎがいるにも関わらず心配されているお家も少なくありません。

「無縁になることで十分な供養を行ってくれる者がいない」、「子孫からは十分な供養が受けられない」といった場合に、お寺が永年にわたり供養を行うという制度が永代供養です。

これは従来から受付していましたが、明文化されていなかったため、今回の一連の制度を作るに当たって、住職が交代しても同じように供養を続けていけるように、規則として決めました。

「子孫からは云々」と書きましたが、基本的には、十分な供養を受けたいという無縁になられる方のための制度とお考え下さい。

子孫の当然の務めとして、ご先祖様の供養はできる限り子孫が行うべきです。後継ぎがおられる方は、永代供養に頼らないように、将来の供養についてご家族でよく話し合っ頂きたいと思います。それでもという場合は、ご相談頂きましたら住職が状況を鑑み、永代供養の申込をお受け致します。

具体的には、ホームページにアップされています「永代供養規則」をダウンロードの上、お読み下さい。「読むのが大変だ」、「読んでも分からない」ということでしたら、口頭で丁寧に説明させていただきますので、お気軽にお尋ね下さい。

5. 葬儀その他法要の生前申込について

❖ 対象者：将来無縁となられる方

(特に亡くなると友人や知人以外に喪主を立てられない完全な無縁の方向け)

最近では、「娘はいるが嫁がせたため、いずれお墓を看っていくことができなくなり無縁になる」という「葬儀をしてくれる喪主はいる“無縁”」の方だけでなく、「子供はおらず、兄弟姉妹など親戚もいない」という「喪主になる者もない完全な無縁」の方も珍しくなくなってきました。

こういった方の場合、葬儀すらしてもらえない可能性も出てきます。また、亡くなられた後に、財産や住居の処分をどのように行うかという問題も出てきます。

こういう問題に対応するため、エンディングノート「霊山への旅立ち」の中での意思表示に加え、葬儀その他の法要を生前に申し込めるように致しました。これは、法要の申込だけでなく、葬儀社の手配や葬儀での大立寺本堂の使用申込なども含みます。また、葬儀の手配をお寺が責任を持って行わせて頂くように、亡くなられた時の連絡先をお寺にすることも可能にしています。

さらに、判断能力が低下したときに備える「任意後見制度」の紹介や、亡くなられた後の財産や住居の処分を適正に行うための「遺言」の書き方の説明などもできるようになっています。(ただし、複雑になる場合には、より正確に行うため、弁護士や司法書士といった専門家への依頼をおすすめしています。)

この制度は、嫁がせた娘には負担をかけたくないという、今はそうではないが将来的に無縁になられる方からの申込も可能です。この場合、娘に対して意思表示をし、費用を先に渡しておくという選択肢もありますので、どちらを選んで頂いても構いません。また、後継ぎはいるが、意思表示をし費用を先に渡しておいたにも関わらず、きっちりと意思通りに行ってくれるかは不安だという方からの申込も、申込者の状況を鑑みた上で、お受けする予定をしております。しかし、4. 永代供養の項目でも述べましたように、将来の大事なことですので、ご家族でよく話し合ってくださいを前提に致します。

この申込はまだまだ特殊なケースと考えております。また、法律的な問題も絡んできますので、個別具体的に相談に応じて、申込者の状況に応じて、エンディングノート「霊山への旅立ち」中の該当箇所、申込書を1つずつ書いて頂こうと思っております。

6. 終わりに

まずはエンディングノート「霊山への旅立ち」の作成から始めて下さい。その上で、他にどの制度が自分には必要かを判断して頂きたいと思えます。

各家各人によって状況は様々だと思います。また、制度全体も複雑に感じられたかもしれません。自分達だけで判断するのは困難だと少しでも思われましたら、お気軽にお寺に連絡して下さい。個別にじっくり相談する時間を取って、納得して申し込んで頂こうと考えております。

また、この制度は、広く一般に開かれた制度にしていきたいと考えております。周りに将来を気にされている方がおられましたら、紹介してもらえれば幸いです。

最後になりましたが、費用面は、最低限の実費は頂くものの、御布施の部分に関しましては、個々の状況に応じ、できる限り柔軟に対応させて頂くつもりをしています。どのような方にもできる限りの供養をさせて頂くことを目的としていますので、この点も気兼ねなくお尋ね頂いて構いません。

この制度が広まっていくことによって、少しでも将来の不安から、みな様が解き放たれることを切に願っております。

南無妙法蓮華經 三拝